

# 桶川北本水道企業団ダイレクト型制限付き一般競争入札試 行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、法令及び桶川北本水道企業団水道事業会計規程（昭和42年規程第1号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、桶川北本水道企業団が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等（以下「工事等」という。）について、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、ダイレクト型制限付き一般競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **ダイレクト型制限付き一般競争入札** 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札前に入札参加申請を省略し、郵送による入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査し、適格と認める場合に落札者とする入札をいう。
- (2) **落札候補者** 入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格提示者をいう。

## (対象工事)

第3条 ダイレクト型制限付き一般競争入札の対象は、設計価格1,000万円以上の工事等のうち、企業長が定めるものとする。

## (入札参加資格)

第4条 入札参加者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 桶川北本水道企業団工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、桶川北本水道企業団建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年要綱第4号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を、当該工事等の公告の日から入札（開札）日までの間、受けていないこと。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該工事等の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事等の種類、規模等により案件ごとに定めるもの

（入札参加資格要件の決定）

第5条 企業長は、ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行しようとするときは、桶川北本水道企業団工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に次の事項を諮り、決定するものとする。

(1) 入札参加資格要件

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）への発注の適否及び構成員数

(3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるもの（入札公告等）

第6条 入札公告は、所定の掲示場及び企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行うものとする。入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

（設計図書の貸出し等）

第7条 設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）は、原則としてコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととし、契約事務担当課での閲覧は行わない。ただし、設計図書をホームページに掲載した場合は、貸出しは行わない。

2 設計図書の貸出し等の方法は、入札公告において明らかにするものとする。

3 設計図書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、設計図書をホームページで閲覧に供した場合は、この限りでない。

（質問の受付及び回答）

第8条 設計図書に関する質問のある場合は、入札公告に示す受付期間中に、契約担当課に所定の様式によりファクシミリで行うものとする。

2 質問に対する回答は、ホームページで閲覧に供する。

（入札方法等）

第9条 入札書、工事費等内訳書及び入札公告に指定された書類（以下「入札書等」という。）は、次の方法により郵送で提出しなければならないものとし、入札書等の提出期限は、入札公告に示すとおりとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

- (2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事等の件名、入札参加者の商号又は名称を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、工事費等内訳書及び入札公告に指定された書類を入れ、封筒の表面に、朱書きで「北本郵便局留」、「ダイレクト型制限付き一般競争入札」及び「入札書在中」を記入し、裏面に、工事等の件名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

2 郵送先は、北本郵便局留とする。

3 入札書等の提出は、書留又は簡易書留により提出期間内に郵送先（北本郵便局）に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無に関わらず受理しないものとする。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は受理しないものとする。

5 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 工事等内訳書には、工事名、施行場所、入札参加者の商号又は名称及び氏名を記載し、押印をしなければならない。

7 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

（入札保証金）

第10条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日前日までに、入札辞退届を契約事務担当課へ持参しなければならない。

（入札書等の受理、管理等）

第 1 2 条 契約事務担当課は、施錠できる保管場所を設け、受領した入札書等を管理するものとする。

2 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札執行調書への記録)

第 1 3 条 契約事務担当課は、開札日前日に、郵送された入札書同封の封筒裏面の記載事項に基づき、入札執行調書を作成するものとする。この場合、資格審査は入札(開札)後に行うため、開札する全ての封筒について入札執行調書に記載するものとする。

2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

(入札の中止)

第 1 4 条 入札参加者の数が 2 に満たない場合は、当該入札を中止する。

(開札)

第 1 5 条 開札は公開とし、入札公告に示す日時及び場所において、立会人 2 人を立ち合わせて執行するものとする。

2 立会人は、当該入札参加者(「一抜け方式」により、当該入札が無効となった者を含む。)の中から選定し、当該立会人が 2 人を欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

3 開札執行回数は 1 回とし、予定価格(最低制限価格を設けた場合は、予定価格以下で最低制限価格以上)の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

4 入札執行者は、開札後、予定価格(最低制限価格を設けた場合は、予定価格以下で最低制限価格以上)の制限の範囲内で最低の入札価格から 2 番目までの入札価格及び当該入札をした業

者名を公表した上で、最低価格の提示者から順次、落札候補者として資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

- 5 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格審査の結果が適格と認められる場合のみ低入札価格調査を行う旨を併せて宣言する。

(くじによる落札候補者及び順位の決定)

第16条 開札の結果、落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、当該同価の入札をした者(立会人を含む。以下この項において同じ。)に、当該同価の入札をした者が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札候補者及び順位を決定するものとする。

- 2 前条第4項における落札候補者等の公表をするに当たり、前項の場合を除き、最低の入札価格から2番目の業者について同価の入札をした者が2人以上あるときは、前項の例により、順位を決定するものとする。

(入札参加資格審査及び落札決定等)

第17条 落札候補者は、当該入札公告で示された書類について、提出を指示された日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に契約事務担当課へ持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

- 2 入札執行者は、入札参加資格審査申請書等の提出日を含め、3日以内(閉庁日を除く。)に審査を行わなければならない。
- 3 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。
- 4 落札候補者が審査の結果適格と認められ落札者として決定され

た場合は、入札執行者は落札者に、落札者決定通知書により通知するとともに、電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

- 5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。
- 6 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合には、当該落札候補者に対して、入札参加不適合通知書を送付するものとする。
- 7 入札参加不適合通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適合理由」という。）についての説明を書面により、入札執行者に対して求めることができる。
- 8 入札執行者は、不適合理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第18条 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式とする。その他の手続は、桶川北本水道企業団建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成3年要綱第4号）に基づき行うものとする。

- 2 資格要件は、構成員及び共同企業体それぞれについて設ける。
- 3 資格審査資料は、結成された共同企業体から提出するものとし、単独企業からの申請は認めないものとする。
- 4 当該工事等の共同企業体の構成員は、当該工事等の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

（入札書等の不受理）

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないも

のとし、当該入札参加者に、入札書等不受理通知書により通知するとともに、当該受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 第9条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3) 外封筒に第9条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 外封筒の記載事項から得られる情報により、第4条及び第5条に規定する入札参加資格がないことが明らかなる者が提出した入札書等
- (5) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(入札書等の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書
- (2) 中封筒が封かんされていない入札書
- (3) 中封筒に第9条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注機関名の記載が誤っている入札書
- (7) 金額の記入がない入札書
- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10) 工事等件名又は施行場所名のいずれかが入札公告と一致しな



## い入札書

- (11) 工事等件名又は施行場所名のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 工事費等内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16) 明らかに連合によると認められる入札書
- (17) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (18) 前各号に掲げるもののほか、入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札参加者心得において示した入札条件に違反した入札書

### （入札結果等の公表）

第21条 落札者の決定後は、入札結果等の公表要領（昭和60年要領第1号）に基づき、速やかに行うものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

### （入札の延期等）

第22条 企業長は、ダイレクト型制限付き一般競争入札において必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

### （異議の申立て）

第23条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入

札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

第24条 談合情報があった場合は、原則として指名委員会において協議し、対応する。

2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。

3 前項の事情聴取を行うときは、工事費内訳書のすべてを提出させるものとする。

(その他)

第25条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

2 入札参加資格審査申請書記載の配置予定技術者等は、原則として工事等の完了まで変更することはできない。

3 この要領に定めるもののほか、ダイレクト型制限付き一般競争入札の試行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成20年要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年要領第3号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年要領第1号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。